

国総動指第8号

平成23年6月1日

社団法人高層住宅管理業協会 理事長 殿

国土交通省建設流通政策審議官

マンション管理業者の違反行為に対する監督処分の基準の改正について

「マンション管理業者の違反行為に対する監督処分の基準」（平成18年12月19日国土交通省総合政策局長通知）については、マンション管理業者の適正な管理業務の運用を確保するとともに、違反行為等に対し厳正かつ適正に対応をすることができるよう定めたものである。

しかしながら、マンション管理業者が管理組合から委託を受けて行う出納業務において、依然として横領事件等の不祥事が発生していることから、平成21年5月に、マンション管理組合の修繕積立金等の分別管理の手法等について、マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則を一部改正（平成21年国土交通省令第35号）し、公布したところであり、このたび、当該改正を踏まえ、別添のとおり「マンション管理業者の違反行為に対する監督処分の基準」の一部改正を行い、各地方整備局長等あて通知したものである。

については、同法第95条に規定する指定法人として業務を行う貴協会に対し、改正後の処分基準を参考送付するので、傘下の会員に対する周知とともに、引き続きマンション管理業全般の適正化に向けた会員指導等を図られたい。

また、会員以外のマンション管理業者から業務に関する相談等を受けた場合にも、積極的に対応するなど、マンション管理業全般の資質向上に努められるようお願いする。

（参考添付）

参考1：国土交通省各地方整備局長等あて通知

参考2：関係業界団体の長あて通知